

天草市公告第 7 5 号

天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年天草市条例第 29 号）に基づき、天草市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和 7 年 9 月 2 5 日

天草市長 馬場 昭治

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免の状況

令和 6 年 4 月 1 日現在職員数	令和 6 年 4 月 2 日 ～令和 7 年 3 月 31 日			令和 7 年 4 月 1 日現在職員数	
	うち 4 月 1 日採用	採用	退職		うち 4 月 1 日採用
920 人 (56 人)	30 人	12 人	46 人	923 人 (47 人)	37 人

(注) () 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

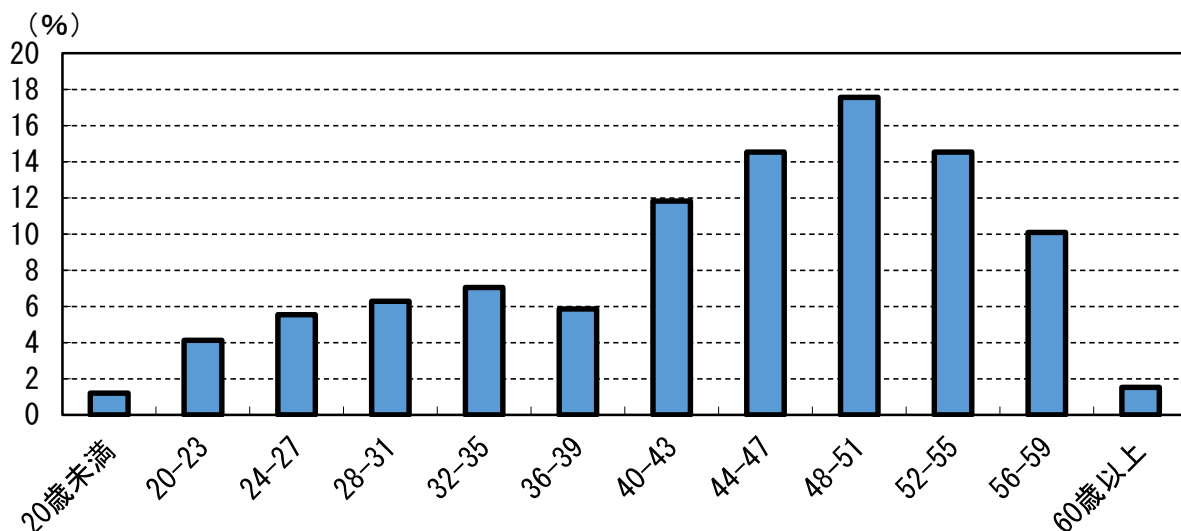
(2) 部門別職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減要因
			令和 7 年	令和 6 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6 人	5 人	1	事業充実のための正職員配置
		総務・企画	189 人	190 人	△ 1	業務効率化による減
		税 務	39 人	38 人	1	欠員の補充
		民 生	95 人	85 人	10	こども家庭課の創設
		衛 生	73 人	77 人	△4	看護教員の増員 民生部門であるこども家庭課への配置替
		労 働	0 人	0 人	0	
		農 林 水 産	70 人	71 人	△1	再任用短時間勤務職員の配置
		商 工	28 人	26 人	2	地域観光・プロモーション部署の創設
		土 木	65 人	68 人	△3	街路整備事業の減少
		小 計	565 人	560 人	5	
	教 育		71 人	78 人	△7	亀場幼稚園の休園及び本渡学校給食センター調理業務の民間委託に伴う職員の他部門への配置替
	小 計		636 人	638 人	△2	
公営企業等会計部門	病 院		221 人	216 人	5	医療職の欠員の補充
	水 道		18 人	19 人	△1	下水道部門への配置替
	下 水 道		12 人	11 人	1	事業量の増加に伴う増員
	そ の 他		36 人	36 人	0	
	小 計		287 人	282 人	5	
合 計			923 人 (1,199 人)	920 人 (1,199 人)	3	

(注) 1 再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員を含みません。

2 () 内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20 歳 未 満	20 歳 23 歳	24 歳 27 歳	28 歳 31 歳	32 歳 35 歳	36 歳 39 歳	40 歳 43 歳	44 歳 47 歳	48 歳 51 歳	52 歳 55 歳	56 歳 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	人 11	人 38	人 51	人 58	人 65	人 54	人 109	人 134	人 162	人 134	人 93	人 14	人 923

（注）再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員を含みません。

(4) 職員数の推移（各年4月1日現在）

区分 部門		H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
一般行政	職員数	680	643	615	589	580	572	560	565
	増 減	△23	△37	△28	△26	△9	△8	△12	5
教 育	職員数	105	106	97	86	83	80	78	71
	増 減	△3	1	△9	△11	△3	△3	△2	△7
公営企業 等 会 計	職員数	263	262	276	273	282	288	282	287
	増 減	△9	△1	14	△3	9	6	△6	5
計	職員数	1,048	1,011	988	948	945	940	920	923
	増 減	△35	△37	△23	△40	△3	△5	△20	3

（注）再任用短時間勤務職員及び臨時的任用職員を含みません。

(5) 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する「能力評価」と、あらかじめ設定した業務目標の達成度等業務上の業績を評価する「業績評価」からなる人事評価制度を運用しています。

令和6年度の人事評価の実施状況は、次のとおりです。

評 価 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
対 象 者	全職員（再任用短時間勤務職員を含む）

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

住 民 基 本 台 帳 人 口 (令和6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人 件 費 率
人	千円	千円	千円	%	%
71,018	56,715,433	4,021,224	7,373,367	13.0	12.10

(注) 人件費には、投資的経費に係る人件費を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

職 員 数 (R6.4.1 現在) A	給 与 費				一人あたり 給 与 費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
638	2,685,958	409,476	1,122,478	4,217,912	6,611

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

ア 一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
43.6 歳	337,126 円	390,697 円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全体	55.6 歳	349,307 円	395,704 円
うち清掃職員	53.7 歳	352,967 円	425,991 円
うち学校給食員	57.4 歳	355,580 円	374,512 円
うち用務員	56.6 歳	304,100 円	311,900 円
うち自動車運転手	***	***	***
うちその他	***	***	***

(注) 1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

4 個人の特定ができるものについては、記載を省略しています。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		天草市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	***	***

(注) 技能労務職については、区分が異なり単純に比較できないため、熊本県及び国の金額は記載していません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	276,563 円	350,133 円	373,511 円	407,500 円
	高校卒	246,200 円	307,440 円	352,873 円	375,356 円
技能労務職	高校卒	***	***	***	359,800 円

（注）各階層の職員が3人以下の場合は、近似の階層を含めた職員の平均給料月額を記載しています。技能労務職の経験年数30年は、30年～34年の階層を記載しています。

経験年数10年、20年及び25年の技能労務職については、近似の階層を含めても3人以下のため、記載していません。

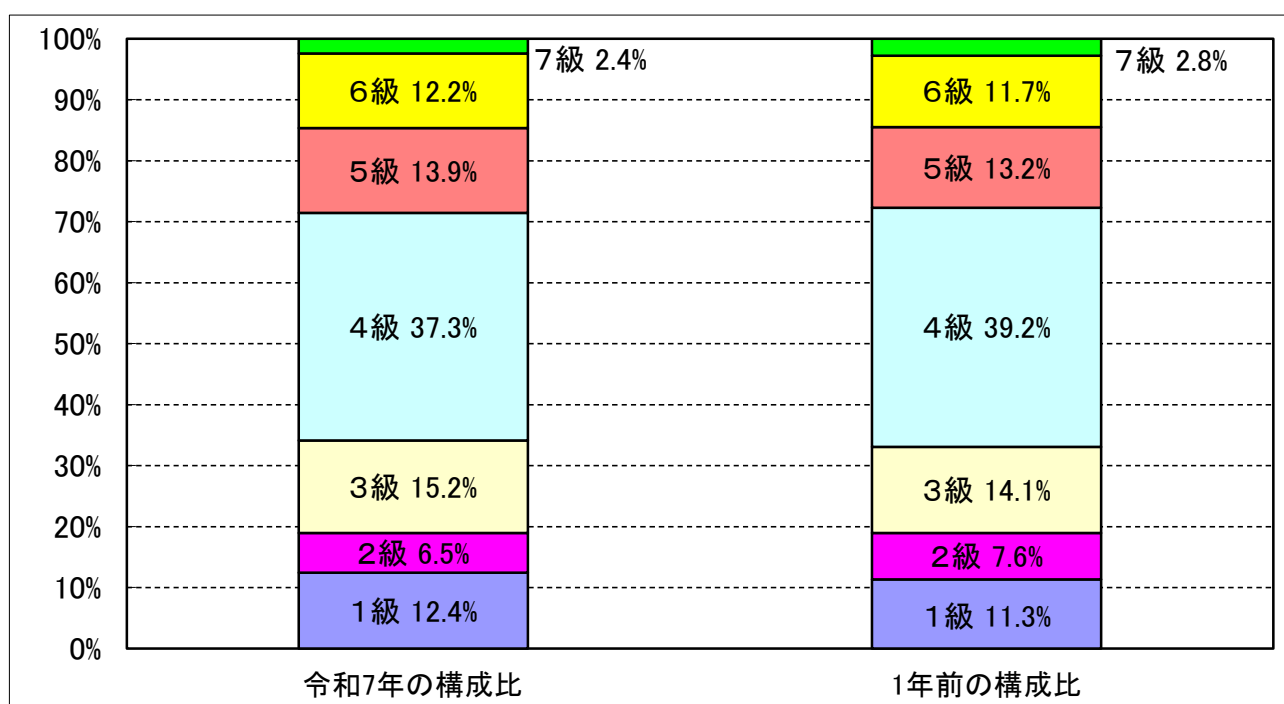
(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、首席審議員、牛深支所長	13人	2.4%	408,300 円	450,900 円
6級	支所長、課長、審議員	66人	12.2%	355,200 円	415,700 円
5級	課長補佐、主幹	75人	13.9%	321,300 円	398,200 円
4級	係長、参事	201人	37.3%	298,800 円	386,100 円
3級	主任、主査	82人	15.2%	265,300 円	354,700 円
2級	主事、技師	35人	6.5%	230,000 円	308,500 円
1級	主事、技師	67人	12.4%	183,500 円	258,100 円

（注）1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 標準的な職務内容とは、各区分に該当する主な職務です。

3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはならない。



(7) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基 準 と な る 職 務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	1 主事及び技師の職務 2 司書、学芸員、教諭及び専任教員の職務	82	12.4	主事	65	216	32.6	係員級
				書記	2			
				技師	14			
				学芸員	1			
				計	82			
2 級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 主事及び技師の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 司書、学芸員、教諭及び専任教員の職務	44	6.6	主事	33	279	42.1	係長級
				技師	7			
				司書	1			
				教諭	1			
				学芸員	2			
				計	44			
3 級	1 係長、主任及び主査の職務 2 保育所長、出張所長、幼稚園長及び指導 主事の職務	110	16.6	主査	90	82	12.4	課長補佐級
				主任	19			
				係長	1			
				計	110			
4 級	1 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長及び参事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 保育所長、幼稚園長及び指導主事の職務 5 防災監、主幹及び副学校長の職務	259	39.1	参事	201	72	10.9	課長級
				係長	57			
				保育所長	1			
				計	259			
5 級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う指導主事の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う 防災監、主幹及び副学校長の職務	82	12.4	主幹	1	13	2.0	部長級
				防災監	1			
				課（局・事務） 長補佐	80			
				計	82			
6 級	1 部長、首席審議員及び支所長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（室・局・事務）長及び審議員の職 務 3 政策審議監の職務	72	10.9	審議員	12	13	2.0	部長級
				課（局・事務） 長	52			
				支所長	8			
				計	72			
7 級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 部長、首席審議員及び支所長の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 政策審議監の職務	13	2.0	支所長	1	13	2.0	部長級
				首席審議員	3			
				部長	9			
				計	13			
合計		662	100.0					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

イ 技能労務職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	主事及び技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
2 級	困難な業務に従事する主事及び技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
3 級	1 特に困難な業務に従事する主事及び技師の職務 2 主任主事及び主任技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
4 級	高度な技能経験を必要とする業務に従事する主任主事及び主任技師の職務	1	8.3	主任技師	1	1	8.3	係員級
5 級	技師長の職務	11	91.7	技師長	11	11	91.7	係長級
合計		12	100					

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

ウ 技能労務職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	主事及び技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
2 級	困難な業務に従事する主事及び技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
3 級	主任主事及び主任技師の職務	0	0	—	0	—	—	—
4 級	技師長の職務	3	100	技師長	3	3	100	係長級
合計		3	100					

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

エ 医療職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	1	33.3	医師	1	1	33.3	係長級
2 級	1 診療所の診療科長の職務 2 高度な知識経験を必要とする医療 業務を行う職務	0	0	—	0	0	—	—
3 級	高度な知識経験を必要とする診療所の 診療科長の職務及びこれに相当する職 務	1	33.3	診療科長	1	1	33.3	課長級
4 級	1 診療所長の職務 2 極めて高度な知識経験を必要とす る診療所の診療科長の職務及びこれ に相当する職務	1	33.3	診療所長	1	1	33.3	部長級
合計		3	99.9					

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

（注）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはならない。

オ 医療職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	歯科衛生士又は歯科技工士の職務	1	100	歯科衛生士	1	1	100	係員級
2 級	困難な業務を行う歯科衛生士又は歯科 技工士の職務	0	0	—	—	—	—	—
3 級	主任歯科衛生士又は主任歯科技工士の 職務	0	0	—	—	—	—	—
4 級	1 歯科衛生士長又は歯科技工士長の 職務 2 困難な業務を行う主任歯科衛生士 又は主任歯科技工士の職務	0	0	—	—	—	—	—
5 級	1 困難な業務を行う歯科衛生士長又 は歯科技工士長の職務 2 特に困難な業務を行う主任歯科衛 生士又は主任歯科技工士の職務	0	0	—	—	—	—	—
6 級	特に困難な業務を行う歯科衛生士長又 は歯科技工士長の職務	0	0	—	—	—	—	—
合計		1	100					

カ 医療職給料表（三）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0	—	0	—	—	—
2 級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務	1	20.0	看護師	1	1	20.0	係員級
3 級	1 看護師長の職務 2 主任看護師又は主任准看護師の職務	3	60.0	主任准看護師	1	3	60.0	係長級
				主任看護師	2			
				計	3			
4 級	1 困難な業務を行う看護師長の職務 2 困難な業務を行う主任看護師又は主任准看護師の職務	1	20.0	看護師長	1	1	20.0	課長級
合計		5	100					

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

（８）期末手当・勤勉手当（令和６年度）

		天 草 市	熊 本 県	国
1人当たり 平均支給額		1,628千円	—	—
支給 割合	期末手当	2.5月分（1.4月分）	2.5月分（1.4月分）	2.5月分（1.4月分）
	勤勉手当	2.1月分（1.0月分）	2.1月分（1.0月分）	2.1月分（1.0月分）
加算措置の状況		職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）１ １人あたり平均支給額は、市長部局の行政職給料表を適用される職員（再任用短時間勤務職員を含む）に支給されたものです。

２ 支給割合の（ ）内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

（９）退職手当（令和７年４月１日現在）

		天 草 市		国	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給 率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	
1人当たり平均支給額		325 千円	21,531 千円	—	—

（注）１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額です。

(10) 地域手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

支給実績		3,766千円	
支給職員1人当たり平均支給額		941,475円	
対象支給地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	1人	20%
医師	16%	3人	—

(11) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

支給実績		10,869千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		81,720円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		20.8%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
市税事務従事手当	市税の賦課・徴収事務に従事した職員	1,679千円	月額2,000円（賦課業務） 月額4,000円（徴収業務）
徴収手当	使用料等の個別徴収業務に従事した職員	0千円	1日につき200円
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	0千円	1日につき200円
	特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員	0千円	1日につき1,500円 緊急に行われた措置に係る作業で、心身に著しい負担を与えるものに従事した場合は、1日につき4,000円
行旅病人等取扱手当	行旅死亡人または行旅病人の収容業務に従事した職員	0千円	1件につき 1,500円（行旅死亡人） 800円（行旅病人）
社会福祉業務手当	生活保護法の規定に基づく保護の業務に従事したケースワーカー及び査察指導員	567千円	月額4,000円
特別作業手当	一般廃棄物の収集業務又は特定害虫駆除作業に従事した職員	56千円	1日につき200円
清掃作業手当	一般廃棄物の収集、運搬又は焼却作業に従事した職員	190千円	月額4,000円
火葬従事手当	火葬業務に従事した職員	0千円	1件につき500円
医師研究手当	診療所に勤務する医師	8,377千円	給料月額100分の150以内

(12) 時間外勤務手当（令和6年度決算）

支給実績	186,673 千円
職員1人当たり平均支給年額	300,117 円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和6年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(13) その他の手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	【内容】 扶養親族のある職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 ・配偶者3,000円、子11,500円 父母等6,500円 ②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	94,088千円	269,594円
住居手当	【内容】 自ら借り受けている住宅に居住している職員に対し支給 【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円	同じ	—	54,090千円	262,572円
通勤手当	【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例としている職員に支給（片道2km以上） 【支給単価（一箇月当たり）】 ①交通機関利用者 支給限度額 150,000円 ②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給	同じ	—	52,102千円	107,649円
単身赴任手当	【内容】 公署を異にする異動、採用等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して、単身で生活することとなった職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 月額30,000円 ②加算額（片道100km以上） 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ、8,000円から70,000円を支給	同じ	—	1,080千円	360,000円
初任給調整手当	【内容】 欠員の補充が困難である職で、新たに医師等として採用され、離島に所在する病院等に勤務することを命ぜられた職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 月額416,600円以内 （採用の日から35年以内の間、採用後一定期間経過後1年ごとにその額を減じて支給）	同じ	—	8,378千円	4,189,200円

管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①診療所長 110,000円 ②診療科長 40,000円 ③看護師長 15,000円 ④部長、首席審議員、牛深支所長 60,000円 ⑤支所長（牛深除く）、部内筆頭課長、教育部教育総務課長 50,000円 ⑥課長、室長、局長及び事務長 40,000円 ⑦審議員 20,000円	同じ	—	43,740千円	520,714円
夜間勤務手当	【内容】 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	【内容】 宿日直を命ぜられた職員に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 ①医師 21,000円 ②看護師 6,100円 ③一般職員 4,400円	同じ	—	5,883千円	980,533円
管理職員特別勤務手当	【内容】 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 ①週休日等 6,000円（6時間を超える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円	同じ	—	153千円	7,650円

(14) 特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

		給料等月額		
給料	市 長	880,000 円		
	副 市 長	672,000 円		
	教 育 長	612,000 円		
	企業管理者	672,000 円		
報酬	議 長	411,000 円		
	副 議 長	370,000 円		
	議 員	352,000 円		
期末手当		6 月期	1 2 月期	計
	市 長	1.725 月	1.725 月	3.45 月
	副 市 長			
	教 育 長			
	企業管理者			
	議 長			
	副 議 長			
	議 員			
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×50/100	21,120,000 円	任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×30/100	9,676,800 円	任期ごと
	教 育 長	給料月額×在職月数×15/100	3,304,800 円	任期ごと
	企業管理者	給料月額×在職月数×30/100	9,676,800 円	任期ごと

（注）退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月又は 3 年＝36 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

勤務時間	休憩時間	週 休 日
8:30 ～ 17:15	12:00 ～ 13:00	日曜日及び土曜日

(2) 休暇制度の状況

休暇の種類		付与要件	付与日数
年次有給休暇		職員の請求があった場合	年 20 日を限度に付与
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	必要と認める期間（90 日以内）
特別休暇	公民権行使のための休暇	選挙権等の公民権の行使をする場合	必要と認める期間
	裁判員等としての休暇	裁判員等として官公庁へ出頭する場合	必要と認める期間
	骨髄提供のための休暇	骨髄又は末梢血管細胞を提供する場合	必要と認める期間
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設等でのボランティア活動に参加する場合	年 5 日以内
	結婚休暇	結婚に伴う行事等を行う場合	連続する 5 日以内
	出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等の場合	年 5 日（体外受精及び顕微授精の場合は 10 日）以内
	妊婦健康診査休暇	妊産婦である職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠期間に応じた回数
	産前休暇	8 週間（多胎妊娠 14 週間）以内に出産する予定の場合	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8 週間
	育児時間休暇	生後満 1 歳に達しない子の授乳等育児を行う場合	1 日 2 回・各々 30 分
	妻の出産休暇	男性職員が妻の出産時の付き添い等をする場合	2 日以内
	男性の育児休暇	男性職員が妻の産前 8 週、産後 1 年の期間に、子を養育する場合	5 日以内
	妊娠障害休暇	妊産婦である職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	9 日を超えない範囲
	子の看護等休暇	中学校就学前の子の看護等をする場合	年 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	短期介護休暇	要介護者である配偶者、父母、子等の介護その他の世話をする場合	年 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	忌引休暇	親族が死亡した場合	続柄に応じて 1 日～7 日
	父母の追悼のための休暇	父母の追悼のための行事を営む場合	1 日以内
	夏季休暇	7～9 月までの期間内	5 日
	住居の滅失等による休暇	災害等により職員の住居が滅失又は損壊し、復旧作業等をする場合	7 日以内
	交通遮断等による休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合	必要と認める期間
	退勤途上の危険回避のための休暇	災害時に退勤途上の身体の危険を回避する必要がある場合	必要と認める期間
介護休暇（無給）		要介護者である配偶者、父母、子等の介護をする場合	3 回を通算して 6 ヶ月の範囲内
介護時間（無給）		要介護者である配偶者、父母、子等の介護をする場合	3 年の期間内で、1 日につき 2 時間以内
組合休暇（無給）		許可を得て職員団体の業務に従事する場合	年 30 日以内

4 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	2人	12人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0人	2人

※取得状況は、令和6年度中に休業を開始した職員数。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	処分の種類				
	降任	降給	休職	免職	合計
勤務実績が良くない場合					0件
心身の故障の場合			16件		16件
職に必要な適格性を欠く場合					0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合					0件
刑事事件に関し起訴された場合					0件
計	0件	0件	16件	0件	16件

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分事由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令に違反した場合	—	—	—	—	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	—	—	—	—	0件
計	0件	0件	0件	0件	0件

6 職員の服務の状況

(1) 服務の原則

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が定められています。

その内容は次のとおりです。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治的行為の制限
- ⑥争議行為等の禁止
- ⑦営利企業への従事等の制限

(2) 営利企業等への従事許可の状況

地方公務員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事してはならないとされています。

許可の基準は、天草市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に規定しており、令和6年度においては、消防団活動、部活動指導員等に従事する場合等に許可を行いました。

7 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法及び条例に基づき、在職時に部長級及び課長級の職に就いていた元職員が退職後2年間のうちに再就職した場合、届出を義務化しています。

令和6年度における届出の状況は、次のとおりです。

届出件数	再就職先	
	営利企業以外の法人その他の団体	営利企業
5 件	0 件	5 件

8 職員の研修の状況

令和6年度に実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
職位別・階層別研修	新規採用職員研修（5回）	延 87 人
	採用 2 年目研修	15 人
	採用 3 年目研修	22 人
	採用 5 年目研修	11 人
	採用 10 年目研修	12 人
	新任係長研修	19 人
	新任課長研修	14 人
課題別研修	ダイバーシティ研修（STEP1）	149 人
	ダイバーシティ研修（STEP2）	150 人
	ダイバーシティ研修（STEP3）	136 人
	コーチング研修	36 人

課題別研修	印象力アップセミナー	56 人
	メンタルヘルス研修	300 人
	職員提案研修	19 人
	職場環境改善研修	67 人
研修機関等における研修	自治大学校	2 人
	市町村アカデミー、国際文化アカデミー	10 人
	熊本県市町村職員研修協議会（専門研修）	33 人
	熊本県市町村職員研修協議会（ＩＴ研修）	50 人
	都市経営プロフェッショナルスクール	1 人
派遣研修	熊本大学熊本創生推進機構	1 人

※ 受講者数には公営企業職員を含む。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）健康診断等の実施状況（令和６年度）

区分	対象
定期健康診断	人間ドック受診者以外の全職員
特定業務従事者の健康診断	特定業務（エックス線その他の有害放射線にさらされる業務、深夜業務等）従事者
給食業務従事者の健康診断	給食業務従事者

（２）公務災害等の発生状況（令和６年度）

区分	件数
通勤災害	0 件
公務災害	2 件

（３）利益の保護の状況（令和６年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件

10 公営企業職員の状況

【I 水道事業】

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数		対前年 増減数	主な増減要因
令和7年	令和6年		
18人	19人	△1	下水道事業への配置替

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

(2) 職員の人事評価の状況

市長事務部局と同じ

(3) 職員の給与の状況

ア 職員給与費の状況（令和6年度決算）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費			総費用に占める 職員給与費比率 B/A
		資本勘定 支弁職員	左記以外 の職員 B	計	
千円	千円	千円	千円	千円	%
2,100,993	27,458	38,694	83,920	122,614	4.0

職員数 (R6.4.1現在) A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
19	75,475	15,220	31,919	122,614	6,453

（注）1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.7歳	333,644円	388,052円

（注）1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

(5) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基 準 と な る 職 務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	主事及び技師の職務	3	16.7	主事	3	6	33.3	係員級
				計	3			
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務	1	5.6	主事	1			
				計	1			
3 級	係長、主任及び主査の職務	2	11.1	主査	2	8	44.4	係長級
				主任	0			
				計	2			
4 級	1 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長及び参事の職務	8	44.4	参事	6			
				係長	2			
				計	8			
5 級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長補佐の職務	1	5.6	課長補佐	1	1	5.6	課長補佐 級
				計	1			
6 級	1 部長、首席審議員及び支所長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（室・局・事務）長及び審議員の職 務	2	11.1	課長	2	2	11.1	課長級
				計	2			
7 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部 長、首席審議員及び支所長の職務	1	5.6	首席審議員	1	1	5.6	部長級
				計	1			
合計		18	100.1					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100とはなりません。

(6) 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

		公営企業職員	天草市 (市長部局の行政職給料表を適用される職員)
1人当たり 平均支給額		1,661千円	1,628千円
支給 割合	期末手当	2.5月分（1.4月分）	2.5月分（1.4月分）
	勤勉手当	2.1月分（1.0月分）	2.1月分（1.0月分）
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～15%

(注) 支給割合の()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(7) 退職手当（令和7年4月1日現在）

		天草市		天草市（一般行政職）	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	

(8) 地域手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

支給実績		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給額		0 円	
対象支給地域	支給率	支給対象職員数	天草市（一般行政職）の制度（支給率）
—	—	—	—

(9) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

支給実績		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
徴収手当	水道使用料の戸別徴収業務に従事した職員	0 千円	1 日につき200円
水道閉栓手当	水道使用者が給水停止処分を受けた場合に、当該水道の閉栓業務に従事した職員	0 千円	1 回につき 300 円

(10) 時間外勤務手当（令和6年度決算）

支給実績	8,236 千円
1人当たり平均支給年額	514,756 円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和6年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(11) その他の手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	【内容】 扶養親族のある職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 ・配偶者3,000円、子11,500円 父母等6,500円 ②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同じ	—	2,529千円	229,909円
住居手当	【内容】 自ら借り受けている住宅に居住 している職員に対し支給 【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円	同じ	—	1,714千円	244,786円
通勤手当	【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自 動車等を使用することを常例としている 職員に支給（片道2km以上） 【支給単価（一箇月当たり）】 ①交通機関利用者 支給限度額 150,000円 ②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から 31,600円を支給	同じ	—	927千円	71,292円
単身赴任手当	【内容】 公署を異にする異動、採用等に伴って 住居を移転し、やむを得ない事情により 配偶者等と別居して、単身で生活する こととなった職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 月額30,000円 ②加算額（片道100km以上） 職員の住居と配偶者の住居と の交通距離に応じ、8,000円から 70,000円を支給	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員 に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①首席審議員 60,000円 ②部内筆頭課長 50,000円 ③課長 40,000円	同じ	—	1,800千円	600,000円
管理職員特別 勤務手当	【内容】 管理職手当を支給されている職 員が、臨時又は緊急の必要その他 の公務の運営の必要により、週休 日等又は平日深夜に勤務した場合 に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 ①週休日等 6,000円（6時間を超 える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円	同じ	—	15千円	7,500円

(12) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

勤務時間	休憩時間	週 休 日
8:30 ～ 17:15	12:00 ～ 13:00	日曜日及び土曜日

イ 休暇制度の状況

市長事務部局と同じ。

(13) 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	0人	0人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0人	0人

※取得状況は、令和6年度中に休業を開始した職員数です。

(14) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況（令和6年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分手由	処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務実績が良くない場合						0件
心身の故障の場合				3件		3件
職に必要な適格性を欠く場合						0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合						0件
刑事事件に関し起訴された場合						0件
計		0件	0件	3件	0件	3件

イ 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分手由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		—	—	—	—	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		—	—	—	—	0件
計		0件	0件	0件	0件	0件

(15) 職員の研修の状況

令和 6 年度に水道事業独自で実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修		
課題別研修		
研修機関における研修		
派遣研修		

※その他の実績は、「8 職員の研修の状況」を参照。

(16) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 健康診断等の実施状況

市長事務局と同じ。

イ 公務災害等の発生状況（令和 6 年度）

区分	件数
通勤災害	0 件
公務災害	0 件

ウ 利益の保護の状況（令和 6 年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件

【Ⅱ 下水道事業】

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数		対前年 増減数	主な増減要因
令和7年	令和6年		
11人	10人	1	事業量の増加に伴う増員

（注）再任用短時間勤務職員及び浄化槽市町村整備推進事業特別会計職員を含みません。

(2) 職員の人事評価の状況

市長事務部局と同じ

(3) 職員の給与の状況

ア 職員給与費の状況（令和6年度決算）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費			総費用に占める 職員給与費比率 B/A
		資本勘定 支弁職員	左記以外 の職員 B	計	
千円	千円	千円	千円	千円	%
1,755,201	49,206	20,691	53,320	74,011	3.0

職員数 (R6.4.1現在) A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
10	46,068	7,661	20,282	74,011	7,401

（注）1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
43.2歳	338,546円	380,805円

（注）1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

(5) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基 準 と な る 職 務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	主事及び技師の職務	1	9.1	技師	1	2	18.2	係員級
				計	0			
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務	0	0.0	—	—			
				計	0			
3 級	係長、主任及び主査の職務	1	9.1	主査	1	6	54.5	係長級
				—	—			
				計	1			
4 級	1 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 課（室・局・事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長及び参事の職務	6	54.5	参事	5	6	54.5	係長級
				係長	1			
				計	6			
5 級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長及び審議員の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（室・局・事務）長補佐の職務	2	18.2	課長補佐	2	2	18.2	課長補佐級
				計	2			
6 級	1 部長、首席審議員及び支所長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（室・局・事務）長及び審議員の職 務	1	9.1	課長	1	1	9.1	課長級
				計	1			
7 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部 長、首席審議員及び支所長の職務	0	0	—	—	—	—	部長級
				計	0			
合計		11	100					

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

6) 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

		公営企業職員	天草市 (市長部局の行政職給料表を適用される職員)
1人当たり 平均支給額		1,788千円	1,628千円
支給 割合	期末手当	2.5月分（1.4月分）	2.5月分（1.4月分）
	勤勉手当	2.1月分（1.0月分）	2.1月分（1.0月分）
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～15%

（注）支給割合の（ ）内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(7) 退職手当（令和7年4月1日現在）

		天草市		天草市（一般行政職）	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	

(8) 地域手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

支給実績		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給額		0 円	
対象支給地域	支給率	支給対象職員数	天草市（一般行政職） の制度（支給率）
—	—	—	—

(9) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

支給実績		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		0%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
徴収手当	下水道使用料並びに受益者分担金及び負担金の戸別徴収業務に従事した職員	0千円	1日につき200円

(10) 時間外勤務手当（令和6年度決算）

支給実績	3,648 千円
職員1人当たり平均支給年額	364,833 円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和6年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(11) その他の手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
扶養手当	【内容】 扶養親族のある職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 ・配偶者3,000円、子11,500円 父母等6,500円 ②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同じ	—	2,052千円	342,000円
住居手当	【内容】 自ら借り受けている住宅に居住 している職員に対し支給 【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円	同じ	—	1,260千円	315,000円
通勤手当	【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自 動車等を使用することを常例としている 職員に支給（片道2km以上） 【支給単価（一箇月当たり）】 ①交通機関利用者 支給限度額 150,000円 ②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から 31,600円を支給	同じ	—	197千円	32,800円
単身赴任手当	【内容】 公署を異にする異動、採用等に伴って 住居を移転し、やむを得ない事情により 配偶者等と別居して、単身で生活するこ ととなった職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 月額30,000円 ②加算額（片道100km以上） 職員の住居と配偶者の住居と の交通距離に応じ、8,000円から 70,000円を支給	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員 に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 課長 40,000円	同じ	—	480千円	480,000円
管理職員特別 勤務手当	【内容】 管理職手当を支給されている職 員が、臨時又は緊急の必要その他の 公務の運営の必要により、週休 日等又は平日深夜に勤務した場合 に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 ①週休日等 6,000円（6時間を超 える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円	同じ	—	0千円	0円

(12) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

勤務時間	休憩時間	週 休 日
8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日

イ 休暇制度の状況

市長事務部局と同じ。

(13) 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	0人	0人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0人	0人

※取得状況は、令和6年度中に休業を開始した職員数です。

(14) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況（令和6年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務実績が良くない場合		—	—	—	—	0件
心身の故障の場合		—	—	—	—	0件
職に必要な適格性を欠く場合		—	—	—	—	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合		—	—	—	—	0件
刑事事件に関し起訴された場合		—	—	—	—	0件
計		0件	0件	0件	0件	0件

イ 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		—	—	—	—	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		—	—	—	—	0件
計		0件	0件	0件	0件	0件

(15) 職員の研修の状況

令和 6 年度に下水道事業独自で実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修		
課題別研修		
研修機関における研修		
派遣研修		

※その他の実績は、「8 職員の研修の状況」を参照。

(16) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 健康診断等の実施状況

市長事務局と同じ。

イ 公務災害等の発生状況（令和 6 年度）

区分	件数
通勤災害	0 件
公務災害	0 件

ウ 利益の保護の状況（令和 6 年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件

【Ⅲ 病院事業】

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

職員数		対前年 増減数	主な増減要因
令和7年	令和6年		
208人	204人	4	医療職の欠員の補充

（注）再任用短時間勤務職員を含みません。

(2) 職員の人事評価の状況

市長事務部局と同じ

(3) 職員の給与の状況

ア 職員給与費の状況（令和6年度決算）

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
千円	千円	千円	%
4,218,973	△687,817	1,553,108	36.8

職 員 数 (R6.4.1 現在) A	給 与 費				一人あたり 給 与 費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
211	836,571	367,045	349,492	1,553,108	7,361

（注）1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数には再任用短時間勤務職員を含みませんが、給与費については再任用短時間勤務職員の分を含みます。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	49.5歳	479,724円	1,433,545円
医療技術職員	43.4歳	309,858円	368,381円
看護師	44.1歳	316,290円	393,427円
事務職員	49.4歳	360,509円	413,890円

（注）1 再任用短時間勤務職員を除きます。

2 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

(5) 等級及び職制上の階級ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

ア 行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基 準 と な る 職 務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	主事及び技師の職務	0	0.0	—	—	6	27.3	係員級
				計	0			
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務	0	0.0	—	—			
				計	1			
3 級	係長、主任及び主査の職務	6	27.3	主査	6			
				計	6			
4 級	1 課（事務）長の職務 2 課（事務）長補佐の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う 係長の職務 4 職務の内容等が前3号と同程度のもの （審議員、主幹及び参事）の職務	5	22.7	参事	3	5	22.7	係長級
				係長	2			
				計	5			
5 級	1 高度な知識経験を必要とする業務を行う 課（事務）長の職務 2 職務の内容等が前号と同程度のもので、 高度な知識経験を必要とする業務を行う審 議員、課（事務）長補佐及び主幹の職務	5	22.7	主幹	1	5	22.7	課長補佐級
				課長補佐	1			
				事務長補佐	3			
				計	5			
6 級	1 部長の職務 2 特に高度な知識経験を必要とする業務を 行う課（事務）長の職務 3 職務の内容等が前2号と同程度のもの で、特に高度な知識経験を必要とする業務 を行う審議員の職務	5	22.7	課長	1	5	22.7	課長級
				事務長	4			
				計	5			
7 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う部長 の職務	1	4.5	部長	1	1	4.5	部長級
				計	1			
合計		22	99.9					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても100とはなりません。

イ 医療職給料表（一）

等級	級別職務分類表に規定する 基 準 と な る 職 務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	3	17.6	医師	3	9	52.9	係長級
				計	3			
2 級	1 診療所の診療科長の職務 2 高度な知識経験を必要とする医療業務を行う職務	6	35.3	医師	6			
				計	6			
3 級	1 副院長の職務 2 高度な知識経験を必要とする診療科長の職務及びこれに相当する職務	4	23.5	診療科長	2	4	23.5	課長級
				副院長	2			
				計	4			
4 級	1 病院事業部長、病院の院長の職務 2 高度な知識経験を必要とする副院長の職務 3 極めて高度な知識経験を必要とする診療科長の職務及びこれに相当する職務	4	23.5	院長	4	4	23.5	部長級
				計	4			
合計		17	99.9					

（注） 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても 100 とはなりません。

ウ 医療職給料表（二）

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は臨床工学技士の職務	4	8.9	診療放射線技師	1			
				栄養士	1			
				管理栄養士	1			
				理学療法士	1			
				計	4			
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士又は言語聴覚士の職務	11	24.4	管理栄養士	2	15	33.3	係員級
				作業療法士	1			
				理学療法士	2			
				言語聴覚士	1			
				臨床検査技師	3			
				診療放射線技師	1			
				薬剤師	1			
				計	11			
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任臨床工学技士又は主任言語聴覚士の職務	11	24.4	主任管理栄養士	2			
				主任作業療法士	2			
				主任理学療法士	3			
				主任診療放射線技師	2			
				主任臨床検査技師	1			
				主任臨床工学技士	1			
				計	11			
4 級	1 管理栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長又は臨床工学技士長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 困難な業務を行う主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任臨床工学技士又は主任言語聴覚士の職務	6	13.3	主任作業療法士	1	26	57.8	係長級
				主任理学療法士	1			
				主任薬剤師	1			
				主任診療放射線技師	1			
				主任臨床工学技士	2			
				計	6			
5 級	1 薬局長の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、臨床工学技士長又は言語聴覚士の職務 3 特に困難な業務を行う主任薬剤師の職務 4 特に困難な業務を行う主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任臨床工学技士又は主任言語聴覚士の職務	12	26.7	主任理学療法士	4	3	6.7	課長補佐級
				主任薬剤師	1			
				主任診療放射線技師	1			
				主任臨床検査技師	3			
				診療放射線技師長	1			
				理学療法士長	1			
				臨床検査技師長	1			
				計	12			

6 級	1 困難な業務を行う薬局長の職務 2 特に困難な業務を行う管理栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、臨床工学技士長又は言語聴覚士の職務	1	2.2	薬局長	1	1	2.2	課長級
				計	1			
7 級	極めて困難な業務を行う薬局長の職務	—	—	—	—	—	—	—
				計	0			
合計		45	99.9					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても 100 とはなりません。

エ 医療職給料表（三）

等級	級別職務分類表に規定する 基 準 と な る 職 務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数 (人)	割合 (%)	職名	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	段階
1 級	准看護師の職務	0	0.0	准看護師	0	32	25.8	係員級
				計	0			
2 級	1 保健師、助産師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務	32	25.8	准看護師	0			
				看護師	32			
				計	32			
3 級	1 看護師長の職務 2 副看護師長の職務 3 主任保健師、主任助産師、主任看護師及び主任准看護師の職務	67	54.0	主任准看護師	2	79	63.7	係長級
				主任看護師	65			
				計	67			
4 級	1 看護総師長の職務 2 困難な業務を行う看護師長の職務 3 困難な業務を行う副看護師長の職務 ※令和 6 年 3 月 31 日時点で 4 級に在級していた困難な業務を行う主任保健師、主任助産師、主任看護師及び主任准看護師の職務	21	16.9	主任准看護師	1	13	10.5	課長級
				主任看護師	11			
				副看護師長	1			
				看護師長	8			
				計	21			
5 級	困難な業務を行う看護総師長の職務	4	3.2	看護総師長	4			
				計	4			
合計		124	99.9					

(注) 1 再任用短時間勤務職員を含みません。

2 構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても 100 とはなりません。

(6) 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

		公営企業職員	天草市 (市長部局の行政職給料表を適用される職員)
1人当たり 平均支給額		1,618千円	1,628千円
支給 割合	期末手当	2.5月分（1.4月分）	2.5月分（1.4月分）
	勤勉手当	2.1月分（1.0月分）	2.1月分（1.0月分）
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）支給割合の（ ）内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(7) 退職手当（令和7年4月1日現在）

		公営企業職員		天草市（一般行政職）	
		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%		定年前早期退職特例措置 割増率 3%～45%	
1人当たり平均支給額		539 千円	22,459 千円	325 千円	21,531 千円

（注）1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(8) 地域手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

支給実績		17,142 千円	
支給職員1人当たり平均支給額		1,008,361 円	
区分	支給率	支給対象職員数	天草市（一般行政職） の制度（支給率）
医師	16%	17 人	—

※県からの派遣医師等を含む

(9) 特殊勤務手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在、令和 6 年度決算)

支給実績		141,022千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額		810,471円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		79.5%	
手当の種類 (手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
医師研究手当	病院に勤務する医師	80,973 千円	給料月額の 100 分の 150 以内
放射線取扱手当	病院に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師のうちエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した職員	420 千円	月額 5,000 円
危険手当	病院に勤務する医師等のうち結核病棟において結核に関する業務に従事した職員	331 千円	月額 10,000 円(医師) 月額 3,000 円(看護師長) 月額 2,000 円 (看護師又は准看護師)
夜間看護手当	病院に勤務する看護師、准看護師若しくは技師のうち正規の勤務時間による勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	38,492 千円	①管理職員 1 回につき 11,500 円(勤務の全部が深夜) 5,550 円(一部深夜 4 時間以上) 4,800 円(一部深夜 2 時間以上 4 時間未満) 3,350 円(一部深夜 2 時間未満) ②管理職員以外の職員 1 回につき 7,300 円(勤務の全部が深夜) 3,550 円(一部深夜 4 時間以上) 3,100 円(一部深夜 2 時間以上 4 時間未満) 2,150 円(一部深夜 2 時間未満)
認定看護手当	病院に勤務する看護師のうち認定看護師であって、当該認定を受けた看護分野に係る業務に従事した職員	0 千円	月額 3,000 円
糖尿病療養指導手当	①病院に勤務する看護師又は技師のうち日本糖尿病療養指導士であって、医師の指示の下で患者の療養指導に従事した職員 ②病院又は診療所に勤務する看護師、准看護師若しくは技師のうち日本糖尿病療養指導士又は熊本地域糖尿病療養指導士であって、糖尿病療養に係る業務に従事した職員	147 千円	①月額 2,000 円 ②月額 1,000 円

特定新型インフルエンザ等などに係る防疫等作業手当	特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）などから住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、管理者が定めるものに従事した職員	0千円	日額4,000円の範囲内において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額
救急対応等待機手当	救急告示病院に勤務する職員のうち、救急患者の対応等のため、次の区分により待機を命じられた職員 (1)午後0時30分から午後5時15分 (2)午前8時30分から午後5時15分 (3)午後5時15分から翌日の午前8時30分	1,567千円	左欄(1)の場合 1回につき 500円 左欄(2)の場合 1回につき 1,000円 左欄(3)の場合 1回につき 1,000円
緊急診療等手当	病院に勤務する医師、看護師及び薬剤師（管理職手当の支給を受ける職員に限る。）のうち、正規の勤務時間以外の時間において緊急患者の診療、入院患者の症状の急変等への対応その他病院事業管理者が定める業務に従事した職員	12,164千円	日額で管理者が定める額 （対象者の1時間あたりの給料額に、従事した時間帯により定められている一定の割合を乗じて得た額）
処遇改善手当	診療報酬に定める看護職員処遇改善評価料を算定している病院に勤務する職員のうち、管理者が定める職員	6,928千円	月額12,000円の範囲内において、管理者が定める額

(10) 時間外勤務手当（令和6年度決算）

支給実績	40,595千円
職員1人当たり平均支給年額	217,088円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、令和6年4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(11) その他の手当（令和7年4月1日現在、令和6年度決算）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	【内容】 扶養親族のある職員に支給 【支給単価（一箇月当たり）】 ①基礎額 ・配偶者3,000円、子11,500円 父母等6,500円 ②加算額 ・16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	32,646千円	263,278円
住居手当	【内容】 自ら借り受けている住宅に居住している職員に対し支給 【支給単価（一箇月当たり）】 最高28,000円	同じ	—	11,863千円	242,098円

通勤手当	【内容】 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例としている職員に支給(片道2km以上) 【支給単価(一箇月当たり)】 ①交通機関利用者 支給限度額 150,000円 ②交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給	同じ	—	20,376千円	127,347円
単身赴任手当	【内容】 公署を異にする異動、採用等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して、単身で生活することとなった職員に支給 【支給単価(一箇月当たり)】 ①基礎額 月額30,000円 ②加算額(片道100km以上) 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ、8,000円から70,000円を支給	同じ	—	0千円	0円
初任給調整手当	【内容】 欠員の補充が困難である職で、新たに医師等として採用された職員に支給 【支給単価(一箇月当たり)】 医師の最高額 370,400円 薬剤師の最高額 100,000円	異なる	薬剤師に対し支給している	49,862千円	2,770,106円
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給 【支給単価(一箇月当たり)】 院長 110,000円 副院長 60,000円 診療科長 40,000円 薬局長 20,000円 看護総師長 35,000円 看護師長 20,000円 副看護師長 10,000円 部長 60,000円 経営管理課長 50,000円 事務長 40,000円	同じ	—	15,880千円	512,258円
夜間勤務手当	【内容】 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 【支給単価(勤務一回当たり)】 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ	—	15,601千円	148,579円
宿日直手当	【内容】 宿日直を命ぜられた職員に支給 【支給単価(勤務一回当たり)】 医師(牛深市民病院) 24,000円 医師(牛深市民病院除く) 21,000円 看護師 6,100円 一般職員 4,400円	異なる	支給単価が異なる	22,057千円	1,160,905円

管理職員特別勤務手当	【内容】 管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給 【支給単価（勤務一回当たり）】 ①週休日等 6,000円（6時間を超える場合の勤務は9,000円） ②平日深夜 3,000円	同じ	—	0千円	0円
------------	--	----	---	-----	----

(12) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

職種	区分	勤務時間	休憩時間	週休日
医師 医療技術職 看護職	日勤①	8:30 ~ 17:15	1 時間	週休 2 日
	日勤②	8:30 ~ 21:00		
	早出	6:00 ~ 14:45		
	遅出	10:00 ~ 18:45		
	準夜勤	16:30 ~ 1:15		
	深夜勤	0:30 ~ 9:15		
	夜勤①	20:30 ~ 9:15		
	夜勤②	16:30 ~ 9:00		
	半日勤①	8:30 ~ 12:30	—	
	半日勤②	8:30 ~ 12:30	15 分	
事務職 (病院勤務)	日勤①	8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00	週休 2 日
	半日勤①	8:30 ~ 12:30	—	
	半日勤②	8:30 ~ 12:30	15 分	
事務職(病院勤務以外)	日勤①	8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日

イ 休暇制度の状況

市長事務部局と同じ。

(13) 職員の休業に関する状況

種類	内容	取得状況	
		男性	女性
育児休業	3 歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができる制度	1 人	2 人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができる制度	0 人	0 人

※取得状況は、令和 6 年度中に休業を開始した職員数です。

(14) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況（令和 6 年度）

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として、職員の身分上の変動をもたらす処分です。

処分事由	処分の種類				合計
勤務実績が良くない場合					0 件
心身の故障の場合					0 件
職に必要な適格性を欠く場合					0 件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合					0 件
刑事事件に関し起訴された場合					0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

イ 懲戒処分の状況（令和 6 年度）

懲戒処分とは、職員が一定の義務違反等をした場合に、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員の責任を追及する処分です。

処分事由	処分の種類				合計
法令に違反した場合	戒告	減給	停職	免職	0 件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0 件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	—	—	—	—	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(15) 職員のサービスの状況

市長事務局と同じ。

(16) 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法及び条例に基づき、在職時に部長級及び課長級の職に就いていた元職員が退職後 2 年間のうちに再就職した場合、届出を義務化しています。

令和 6 年度における届出の状況は次のとおりです。

届出件数	再就職先	
	営利企業以外の法人その他の団体	営利企業
0 件	0 件	0 件

(17) 職員の研修の状況

令和 6 年度に病院事業独自で実施した研修は次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修	新規採用等職員研修	10 人
課題別研修	—	—
研修機関における研修	—	—
派遣研修	—	—
職場研修	—	—

※その他の実績は、「8 職員の研修の状況」を参照。

(18) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 健康診断等の実施状況

市長事務部局と同じ。

イ 公務災害等の発生状況（令和 6 年度）

区分	件数
通勤災害	0 件
公務災害	0 件

ウ 利益の保護の状況（令和 6 年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件